

野鳥に エサを与えないで！！



世田谷区では、平成30年4月1日より、「世田谷区環境美化等に関する条例」に基づき、野鳥へのエサやりによる迷惑行為を区内全域で禁止しています。

【世田谷区環境美化等に関する条例 第4条第3項】

区民等は、周辺住民の良好な生活環境を確保するため、給餌による迷惑行為を行うことのないよう努めなければならない。

世田谷区

エサを与えると…

- ・人を恐れなくなり、住宅街に野鳥が集まるようになります。
- ・自然環境からエサを取らなくなり、人に依存して生きようになります。
- ・栄養状態がよくなり、年に何度も繁殖し異常に数が増えます。

野鳥の数が増えると…

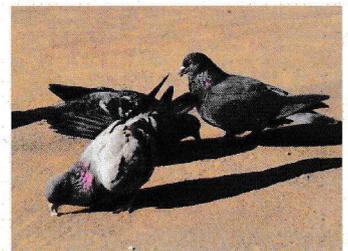
- ・鳴き声や羽音の騒音、ふん尿による悪臭や汚れ、羽毛の飛散、ごみ集積所の生ごみの散乱など、生活環境に被害をもたらします。
- ・カラスは、小動物や野鳥の卵・ひななども捕食するため、生態系に大きな影響を与える原因にもなりかねません。



(ふんで汚れた道路)



(ごみを漁るカラス)



(エサを食べるハト)

お願い

- ・野鳥は、もともと木の実など自然のものを食べています。
- ・野鳥はペットではありません。エサやりはやめ、見守ってください。

問い合わせ先

世田谷区 環境政策部 環境保全課

電話 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981

各総合支所 地域振興課 計画・相談(世田谷は計画調整・相談)

世田谷 電話 03-5432-2818 FAX 03-5432-3031

北 沢 電話 03-5478-8038 FAX 03-5478-8004

玉 川 電話 03-3702-1134 FAX 03-3702-0942

砧 電話 03-3482-1324 FAX 03-3482-1655

烏 山 電話 03-3326-1207 FAX 03-3326-1050